

## 美瑛町ふるさと納税事務代行及び広告宣伝業務に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

美瑛町（以下・本町という。）が行うふるさと納税業務における、寄附の受付、寄附者対応、返礼品の配送及び開発、さらにプロモーション・マーケティングを民間事業者へ委託することにより事務の効率化を図り、地場産業の振興と地域経済の活性化につなげる。

そのため寄附件数・寄附額増に向けた高い分析力や広い知見、さらにノウハウ及び実績を持つ事業者を公募型プロポーザル方式において選定するもの。

### 2 業務名

- (1) 業務名 美瑛町ふるさと納税事務代行及び広告宣伝業務
- (2) 業務内容 別紙「美瑛町ふるさと納税事務代行及び広告宣伝業務仕様書」の内容に基づく業務
- (3) 業務期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 見積限度額 19,800,000円（消費税及び地方消費税を含むものとする）  
※令和7年度寄附想定件数・額 15,000件・300,000千円。なお、左記の件数・額は最低限の寄附額であり、実際にはそれ以上の寄附を目指している。

### 3 業務の内容

- (1) ふるさと納税に係る寄附の受付、寄附金額及び寄附者の情報管理に関する業務
  - ① ふるさと納税ポータルサイト等を経由した寄附のほか、紙媒体等での寄附（郵便振替での受付等）申込を含め、寄附者情報の一元管理。
  - ② 寄附金の受付状況について、月単位で集計した件数及び金額等が記載された報告書の提出。
  - ③ 本町の依頼による寄附金の受付状況、収納状況及び返礼品の配送状況等に関するデータ提出。
  - ④ 万全な寄附者申込情報及び決済情報等のセキュリティ対策の実施。
  - ⑤ 受領証明書及びワンストップ特例申請に係る問い合わせ等の対応。
- (2) 返礼品提供事業者への発注、発送管理に関する業務
  - ① 返礼品提供事業者への発注・発送管理。
  - ② 寄附管理システムにて管理する寄附者情報により返礼品の発注を行い、寄附金の入金を確認でき次第速やかに行う発送業務。
  - ③ ポータルサイト等における返礼品の在庫管理や修正・更新。
- (3) 寄附者及び返礼品提供事業者からの問い合わせ等に関する業務
  - ① 寄附者及び返礼品提供事業者からのふるさと納税制度、発送した返礼品やその他の問い合わせ等、全般的な対応。

- ② 問い合わせや苦情等の内容、対応等については指定様式に記録のうえ保管及び本町への提出
  - ③ 重大な苦情等があった場合は、経過及び対応について速やかに本町へ報告し、協議のうえ対応に当たること。
- (4) 返礼品提供事業者等と一体となった返礼品の企画・開発、返礼品サイトの作成業務
- ① 積極的な返礼品の新規開拓・開発。
  - ② 返礼品の受注業務を通して、情報発信の環境整備を積極的に進めること。
  - ③ 寄附拡大を目的とした積極的なPRを実施し、美瑛町ふるさと納税を通じた美瑛ファン獲得に向けた返礼品サイトの構築と随時更新。
  - ④ 返礼品の提供を希望する新規事業者からの相談や申出への対応。
- (5) ふるさと納税のプロモーション・マーケティング等業務
- ① 効果的かつ効率的な寄附獲得の仕組みづくりや戦略策定。
  - ② ふるさと納税額の増嵩を目的としたプロモーション活動（運用型・検索連動型等広告の発注業務を含むこととし、費用は受託者の負担とする）。

#### 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※受託後の業務がスムーズに実施できるよう、4月1日以降は前受託事業者との引継ぎ等を受けること。

#### 5 参加資格要件

次に掲げる資格及び条件を全て満たしている者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 美瑛町競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ③ 美瑛町が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ④ 美瑛町内に本店もしくは営業所を有し、町民の雇用に努めていること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全でない者。
- ⑥ 確実な業務遂行のため、ふるさと納税に関する業務経験があり、また精通した知識を持つ社員を2名以上確保できる体制であること。
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がないこと。

#### 6 参加表明書及び会社概要書の提出及び期限

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出すること

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 会社概要書（様式 2）
- ③ 会社概要に必要な添付書類  
A:履歴事項全部証明書（登記簿謄本（発行後 3 カ月以内）・写し可）  
B:納税証明書の写し

※令和 5・6 年度美瑛町指名競争入札の参加資格を有する場合は添付書類を省略することができる

- (2) 提出期間（必着）  
令和 7 年 2 月 28 日（金） 8 時 30 分 ～ 令和 7 年 3 月 11 日（火） 17 時 15 分まで
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は必着）とし、FAX や電子メールでの提出は認めない。  
なお、書類の不備がある場合は受理しない（プロポーザルへも参加不可）。
- (4) 提出先  
〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町 4 丁目 6 番 1 号  
美瑛町まちづくり推進課 担当：観音・惣万  
TEL：0166-92-4330
- (5) 参加者選定決定通知  
令和 7 年 3 月 13 日（木）

## 7 実施要領等に対する質問及び回答

- (1) 実施要領等に対する質問は、質問書（様式 5）に必要事項を記入し、電子メールでの提出に限るものとする。なお、他の応募事業者に関する質問には応じません。
- (2) 質問受付期間  
令和 7 年 2 月 27 日（木）から令和 7 年 3 月 6 日（木） 17 時 15 分まで
- (3) 質問受付先  
美瑛町まちづくり推進課 e-mail [machi@town.biei.hokkaido.jp](mailto:machi@town.biei.hokkaido.jp)
- (4) 質問に対する回答  
美瑛町公式 HP 内「入札・契約」サイトに、質問者の情報は伏せた上で回答を掲載する。

## 8 企画提案書類等の提出

- (1) 上記 6（1）の書類を提出し、要件を満たすものとして本選定への参加を認められた者は、次に定める書類を提出するものとする。
  - ① 企画提案書（様式 3）
  - ② 業務経費見積書（様式 4）及び関係書類（任意）※書類作成に当たっては、仕様書を参考のこと
- (2) 提出部数

正本1部及び副本5部

(3) 提出期限

令和7年3月19日(水) 17時15分まで

## 9 委託業者の選定

(1) 委託業者選定方法

当町が設置する審査会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し選定する。選定方法は応募要件を満たし、業務経費見積書が予算額以内である提案を比較・検討のうえ、評価項目(別紙評価項目)に基づき総合的に審査を行う。

(2) 企画立案の評価

評価項目は、別紙「美瑛町ふるさと納税事務代行及び広告宣伝業務仕様書」に基づき、総合的に評価を行う。

(3) 審査会に関する事項

- ① 開催日時・会場 令和7年3月25日(火) 14時00分・美瑛町役場
- ② プレゼンテーションの参加者は3名以内とする。
- ③ プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とする。
- ④ プレゼンテーション終了後、審査委員との質疑応答の時間を設ける。
- ⑤ プレゼンテーションで使用するモニター、HDMIケーブル及びCタイプの変換アダプタは本町で準備するが、それ以外の機器については参加者が準備すること。
- ⑥ プレゼンテーションはオンラインによる対応も可能とする。

(4) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、発注予定者として選定された後にあつては、その者とは契約を締結せず、時点の評価上位者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後にあつては、その者との契約を解除し時点の評価上位者と契約を締結する。

- ① 業務経費見積額が上記2(4)の予算額を超えた場合。
- ② 提出種類に虚偽の記載があつた場合。
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至つた場合。
- ④ 審査の公平性を害する行為があつた場合。
- ⑤ 企画提案に当たり著しく審議に反する行為があつた場合。
- ⑥ その他、町長が特にプロポーザルに参加させることが不適切であると認めたとき。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年3月27日(木)に書面にて通知する。なお、選定結果における異議申し立ては受け付けない。

## 10 契約の締結

### (1) 契約金額

本町が企画提案の評価に基づき選定した参加者を、本業務に係る随意契約の相手先として予定する。詳細な業務内容の確認やその他の受託条件について合意し、また、見積額が予定価格の範囲内であればその者と契約を締結する。

なお、契約内容については経費率 50% 基準の順守を目的に、総額に影響が生じない範囲で必要な調整を行う場合があります。

### (2) 契約日及び注意事項

契約日は令和 7 年 4 月 1 日（火）を予定。ただし、本プロポーザルは美瑛町令和 7 年度当初予算の成立を前提とした年度当初からの業務である。

このことから美瑛町議会にて当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約に至らない場合においても、応募者が本業務を実施するための費用（準備行為含む）、提供した知見の対価等については一切保証しない。

### (3) 受託業務の実施について

契約後の業務については、企画提案書に基づき町と協議のうえ行うものとする。

### (4) その他

- ① 前払い制度：適用しない
- ② 部分払制度：適用しない
- ③ 契約保証金：免除

## 11 その他

- (1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加表明書、企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類の著作権等の取り扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、本町が従来から著作権を有する部分の著作権については、本町に留保するものとする。また、本町が本プロポーザルの報告、公表等について必要とする場合に限り、企画提案書の全部又は一部を無償で使用するものとする。
- (4) 提案者が 1 社であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は委託候補者として決定する。
- (5) 参加表明書の提出がなかった場合、または提案者のいずれも評価の基準を満たしていなかった場合には、本プロポーザルを無効とし、再度公募を行うこととする。
- (6) 本要領が定める事項の他、必要な事項については別途町が定めるものとする。
- (7) 選定された委託予定者と協議を行った結果、必要により仕様書に修正、追加を行う場合がある。